

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に原理原則で考え、社会そして全てのステークホルダーに本質貢献することを企業理念としています。この理念の下、当社および当社グループの健全かつ継続的な成長を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しています。

その実効性を確保するため、監査役会設置会社の形態を採用し、経営の意思決定と業務執行を監査役および取締役が的確に監査・監督することで、事業の健全性とリスク管理を担保しております。また、健全な事業経営の基盤として、コンプライアンスを重視し、当社および当社グループの全役員・全従業員に対し、倫理観・遵法精神の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	18,331,800	37.73
株式会社アイ・イーグループ	1,620,000	3.33
日本証券金融株式会社	1,537,300	3.16
株式会社BFT	1,155,200	2.38
株式会社SBI証券	1,019,200	2.10
株式会社エフティコミュニケーションズ	929,700	1.91
松田 義広	688,300	1.42
株式会社マイナビ	688,000	1.42
株式会社ALL Japan Solution	681,100	1.40
合同会社SISソリューション	665,521	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	株式会社光通信 (上場:東京) (コード) 9435
--------	----------------------------

補足説明 更新

大株主の状況については、2014年9月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社及び親会社の企業グループにおいて明確な事業領域の棲み分けがなされていることから、親会社等から当社の自由な事業活動を阻害される状況にはありません。また、購買活動においては、購買管理規程に基づき公正かつ合理的な基準に則して行っており、通常の購買活動においては2ヶ月以上の業者へ見積を依頼することとしております。販売活動においては、販売管理規程に基づき、適切な利益水準を確保することを規定しており、市場価格に沿った合理的な水準の取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社において、株式会社光通信より、取締役3名監査役3名が就任しておりますが、ASPサービス等を展開する当社のシステム事業は、親会社等の企業グループ内で同事業を運営するのは当社のみであり、当社の事業活動を阻害される状況や経営判断を妨げる状況はなく、一定の独立性は確保されているものと認識しております。また、当社は経営上での承認事項に関し、株式会社光通信からの制約はなく、取締役会や経営会議において独自の経営判断を行っていることから、当社の独立性は確保されております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
西本 優晴	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
西本 優晴	○	—	豊富な企業経営経験と幅広い見識を有し、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で取締役会の議案及び審議等につき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言をいただくため、社外取締役に就任していただいております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、3名の監査役によって月1回定期的に開催されております。
 監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及び社内の重要な会議へ出席するほか、業務・財産の調査等を実施するとともに、内部監査室並びに会計監査人との連携により監査機能を充実し、モニタリング機能を果たしております。

--	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
細谷 雅希	他の会社の出身者	○								○
守屋 浩二	他の会社の出身者	○								○
小林 亮二	他の会社の出身者	○			○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
細谷 雅希		株式会社光通信 社長室内部統制室 室長	株式会社光通信入社後、現在は社長室内部統制室室長の要職を務めておられる経験と識見を、当社の監査体制に活かして頂くため、監査役に就任いただいております。
守屋 浩二		株式会社光通信 管理本部経理部 次長	株式会社光通信入社後、現在は同社経理部の次長を務めておられる経験と識見を、当社の監査体制に活かして頂くため、監査役に就任いただいております。
小林 亮二		株式会社光通信 管理本部財務部 課長	株式会社光通信入社後、現在は同社財務部の課長を務めておられる経験と識見を、当社の監査体制に活かして頂くため、監査役に就任いただいております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員との関係に関し、取引についての軽微基準は、以下のとおりであります。
 ・当社の直近決算期の連結売上高および連結売上原価に占める、社外役員の重要な兼任先である会社との取引高の割合、ならびに開示書類等から合理的に推計できる、社外役員の重要な兼任先である会社の直近決算期の連結売上高および連結売上原価に占める当社との取引高の割合が、いずれも10%未満であること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対しては、企業経営者として業績向上の責任者としての自覚と意欲を持たせること、従業員に対しては、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への貢献意欲及び士気をより一層高めることを目的として、従来の金銭による報酬とは別に当社取締役ならびに従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では有価証券報告書および事業報告上において、取締役、監査役それぞれについて、社内、社外の別に、それらの者に対して支払った総額の報酬等の額を開示しております。
平成26年3月期につきましては、社内取締役4名に対し150万円、監査役1名に対し100万円の報酬等を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会開催の都度、事前に情報伝達を行うと共に、経営に与える影響が大きい議案に関しては事前説明を行っております。
また監査役に関しましては、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役が内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行機能につきましては、以下の機能を備えております。取締役会においては、戦略的かつスピーディーな経営を実現し、競争力の維持・強化を図るために、経営の意思決定と業務執行の監督および会社法に基づく決議事項について、積極的な議論のうえに決定することを旨としております。また、監査役3名も出席し取締役の職務遂行を監視しております。その他、代表取締役、取締役および監査役、並びに各部門の責任者が出席する経営会議を3か月に1回定期的に開催し、会社の経営方針の伝達および各部門の報告を行っております。また、執行役員制度の導入により経営情報の迅速な把握に努め、効率的に経営に反映させております。内部統制につきましては、社内業務全般にわたり職務分掌および職務権限を整備することにより、明文化されたルールのもとで各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行しており、内部監査によるモニタリングを実施しております。

(2)内部監査機能については、以下の機能を備えております。社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、毎期計画的に各部門の業務の遂行状況について監査を行うと共に、法令・社内諸規則の遵守や不正リスクの予防などについての状況を検証しております。監査役会は、3名の監査役によって月1回定期的に開催しております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会および社内の重要な会議へ出席する他、業務、財産の調査等を実施するとともに、内部監査室並びに会計監査人との連携により監査機能を充実し、モニタリング機能を果たしております。

(3)会計監査人の機能は以下の通りです。当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場からの公正な会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務を執行する公認会計士(指定有限責任社員・業務執行社員)は、塚原克哲、中村太郎であり、同監査法人に所属しております。なお、上記業務を執行する公認会計士による監査年数は7年を超えておりません。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。

(4)監査役の機能強化に向けた取組みにつきましては、全監査役とも積極的に取締役会に出席し、独立的立場から取締役の職務執行状況を監視しております。また、当社の監査役3名は社外監査役であります。特に社外の視点からのチェック機能を重視することによって、監査機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載した取組みと実践により、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適正に機能しているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成26年6月27日に開催した株主総会に係る招集通知については、法定期日までに発送致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を可能な限り回避することで、より多くの株主様にご参加いただけるよう配慮しております。
その他	招集通知の電子化についても実施しております。招集通知・株主通信(事業報告書)につきましては、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を実施しており、決算の概要・今後の事業展開についてご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL(http://www.u-s-systems.co.jp/kabu/)において、決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、株主総会の招集通知、株主通信、最新の財務データ等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、「広報・IR部」を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは企業理念として、「本質貢献」を掲げて、これまでのやり方にとらわれず、常に原理原則で考え、全てのステークホルダーにとって本当に、そして最も利益となることを、当社グループ一丸となって追求し続けます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制に関する体制や環境を以下の通り整備し、実効をあげるべく努力しております。

当社ではこれまでも情報セキュリティ管理に積極的に取り組み、「リスク管理委員会」においてコンプライアンスをも含めた全社的なリスクを統合的に管理しております。

(1)コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンス体制の整備状況として、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を、以下の通り定めております。

役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は、全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。

また、コンプライアンス違反を含むリスク管理への取り組みを横断的に統括するリスク管理委員会を組織し、同委員会を中心に社員教育等を行う。内部監査室は、リスク管理委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

法令、社内諸規程・規則に反する行為またはそれらに反する疑義のある行為等に対しては、速やかにリスク管理委員を通じてリスク管理委員会に報告する体制を構築する。報告・通報を受けたリスク管理委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的な再発防止策を実施する。これとは別に内部通報窓口を設置し、その適正な利用につき全職員に周知・教育する。

取締役に対しては、監査役は、公認会計士や弁護士等の社外専門家と有効に連携した上で、コンプライアンスの視点も含め、その職務の執行状況をチェックし牽制を図るものとする。

取締役の法令・定款違反に対しては、リスク管理委員会、内部監査室、または内部通報窓口等から監査役へ報告すると共に、監査役は監査役会での協議を経て、取締役会に具体的な処分を答申する。

使用人の法令・定款違反行為に対しては、リスク管理委員会、内部監査室、または内部通報窓口等から取締役会へ報告すると共に、代表取締役は就業規則に従って当該使用人に対して処分を課すことができる。

(2)リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備状況として、損失の危機の管理に関する規程その他の体制を、以下の通り定めております。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等にかかるリスクに関し、組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応方針の決定についてはリスク管理委員会が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスク管理は各担当部門が行う。新たに生じたリスクについてはリスク管理委員会が速やかにその担当部署を定める。

(3)情報管理体制

情報管理体制として、取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制を、以下の通り定めております。

取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。また内部監査部門が閲覧を求めた時は、取締役はいつでも当該文書を閲覧に供さなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは、企業にとって社会的責任の観点から必要かつ重要と考え、当社がとるべき基本的な基準・指針を定めた「企業倫理行動指針」の中で、『反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断する』ことを定めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

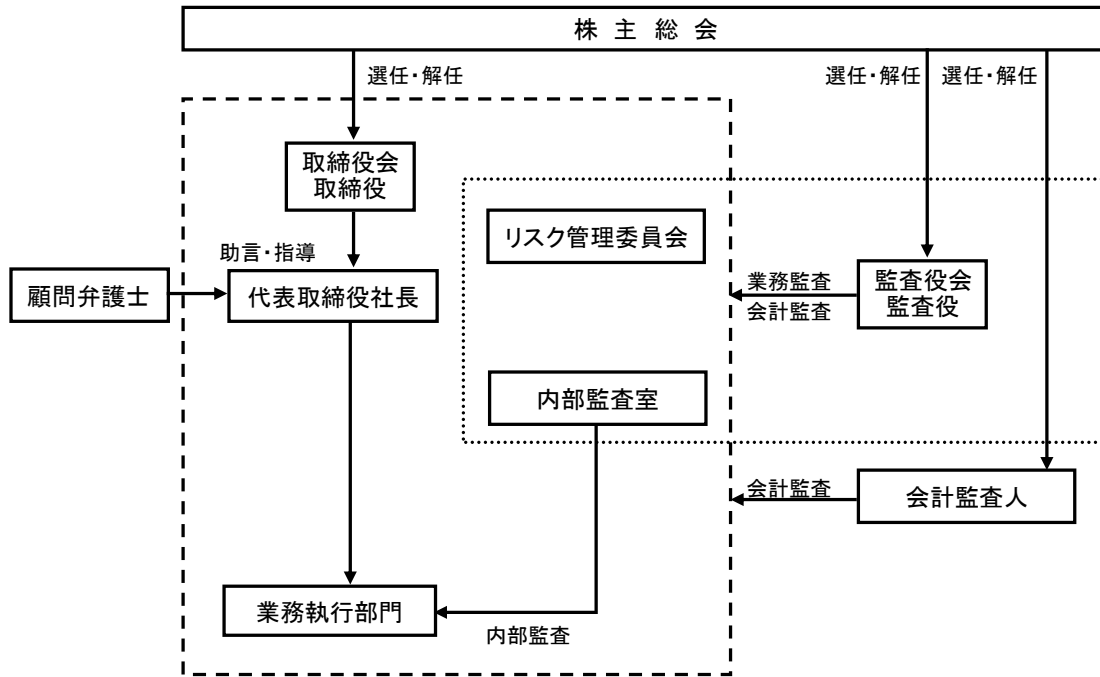
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【業務執行の体制、経営監視および内部統制の仕組み】



【適時開示体制の概要】

